

群馬県適正化通信 NO. 64

適性診断（一般診断）の受診について

特定の運転者（事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者）に対する適性診断の受診は義務付けされているところではありますが、一般の運転者に対しても指導教育や、交通事故防止の観点から、定期的に一般診断を受診し、診断結果を有効に活用するようお願いいたします。（参考：安全性評価事業（Gマーク）においては、「安全性に対する取組の積極性」の判断基準の自認項目6で、【特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている】取組の評価判断があります。）

○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件
（平成十三年八月二十日 国土交通省告示第千三百六十六号）

第一章 二

（9）運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

上記の指針は、告示11項目の9番目の項目ですが、これにより運転者各々に対し該当する適性診断の受診を徹底し、その結果に基づく指導及び監督を実施する必要があります。

適性診断の受診が無ければ、運転者の運転適性に応じた安全運転の教育も出来ないこととなり、指導監督において不適切となってしまいます。

● 一般診断（独立行政法人自動車事故対策機構）

1. 診断の内容

電算処理システムによりドライバーの性格、運転態度、認知、処理機能・視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つアドバイスを記載した適性診断票を発行します。

加齢や生活環境の影響を受けて、運転に対する考え方や反応は変化します。安全運転を継続していくうえで定期的にこの診断を受診してその変化を把握することができます。

2. 所要時間

約1時間30分

3. 手数料

2,200円（群馬県トラック協会会員1,000円）

注：年末年始の繁忙期を迎え各社においては交通事故防止の徹底をお願いします。特に管理者の方にはお願いしますが「点呼は安全運行の最後の砦」です。対面点呼によるアルコール検知器の使用、並びに運転者の顔色、声色等により運転者の疾病、疲労等、安全に乗務できる健康状態か、しっかりコミュニケーションを図って確認をして下さい。

また、最近では毎年インフルエンザ等の風邪も流行しています。予防と対策も忘れずをお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821